

平成27年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成27年3月2日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第6 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第5号 定期監査報告
- 第11 報告第6号 行政監査報告
- 第12 議案第4号 美唄市行政手続条例の一部改正の件
- 第13 議案第5号 美唄市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
- 第14 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第15 議案第7号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第16 議案第9号 美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件
- 第17 議案第10号 職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例廃止の件
- 第18 議案第11号 指定管理者の指定の件

- (アルテ ピアッツァ 美唄)
- 第19 議案第12号 指定管理者の指定の件（美唄市営温水プール）
- 第20 議案第13号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件
- 第21 議案第14号 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件
- 第22 議案第15号 美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
- 第23 議案第16号 美唄市介護保険条例の一部改正の件
- 第24 議案第17号 美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件
- 第25 議案第18号 市道路線の認定及び廃止の件
- 第26 議案第19号 美唄市医療等拠点施設整備基金条例制定の件
- 第27 議案第20号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）
- 第28 議案第21号 指定管理者の指定の件（美唄市し尿処理場）
- 第29 議案第22号 指定管理者の指定の件（美唄斎苑）
- 第30 議案第23号 指定管理者の指定の件（美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード）
- 第31 議案第24号 指定管理者の指定の件（美唄市峰延福祉会館）
- 第32 議案第25号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福祉会館）

- | | | | |
|-----|---------------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 第33 | 議案第26号 指定管理者の指定の件
(美唄市光珠内福祉会館) | 第50 | 議案第43号 指定管理者の指定の件
(美唄市米穀乾燥調製処理施設) |
| 第34 | 議案第27号 指定管理者の指定の件
(美唄市東福祉会館) | 第51 | 議案第44号 指定管理者の指定の件
(美唄市小麦集出荷調製施設) |
| 第35 | 議案第28号 指定管理者の指定の件
(美唄市南福祉会館) | 第52 | 議案第45号 指定管理者の指定の件
(ピパオイの里プラザ) |
| 第36 | 議案第29号 指定管理者の指定の件
(美唄市日東福祉会館) | 第53 | 議案第46号 指定管理者の指定の件
(美唄市交流拠点施設) |
| 第37 | 議案第30号 指定管理者の指定の件
(美唄市西美唄福祉会館) | 第54 | 議案第47号 指定管理者の指定の件
(美唄市まちなか交流広場) |
| 第38 | 議案第31号 指定管理者の指定の件
(美唄市中村福祉会館) | 第55 | 議案第48号 指定管理者の指定の件
(和田公園) |
| 第39 | 議案第32号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内中央福祉会館) | 第56 | 議案第49号 美唄市給水条例の一部
改正の件 |
| 第40 | 議案第33号 指定管理者の指定の件
(美唄市東明西福祉会館) | 第57 | 議案第50号 平成26年度美唄市一般
会計補正予算(第11号) |
| 第41 | 議案第34号 指定管理者の指定の件
(美唄市東4条福祉会館) | 第58 | 議案第51号 平成26年度市立美唄病
院事業会計補正予算(第1号) |
| 第42 | 議案第35号 指定管理者の指定の件
(美唄市北福祉会館) | 第59 | 議案第52号 平成26年度美唄市水道
事業会計補正予算(第1号) |
| 第43 | 議案第36号 指定管理者の指定の件
(美唄市開発福祉会館) | 第60 | 議案第53号 平成27年度美唄市一般
会計予算 |
| 第44 | 議案第37号 指定管理者の指定の件
(美唄市癸巳福祉会館) | 第61 | 議案第54号 平成27年度美唄市民バ
ス会計予算 |
| 第45 | 議案第38号 指定管理者の指定の件
(美唄市総合福祉センター) | 第62 | 議案第55号 平成27年度美唄市国民
健康保険会計予算 |
| 第46 | 議案第39号 指定管理者の指定の件
(美唄市立茶志内双葉保育園) | 第63 | 議案第56号 平成27年度美唄市下水
道会計予算 |
| 第47 | 議案第40号 指定管理者の指定の件
(美唄市立峰延保育所) | 第64 | 議案第57号 平成27年度美唄市介護
保険会計予算 |
| 第48 | 議案第41号 指定管理者の指定の件
(美唄市立進徳保育園) | 第65 | 議案第58号 平成27年度美唄市介護
サービス事業会計予算 |
| 第49 | 議案第42号 指定管理者の指定の件
(美唄市東地区生活支援センター) | 第66 | 議案第59号 平成27年度美唄市後期
高齢者医療会計予算 |

第67 議案第60号 平成27年度市立美唄病院事業会計予算

第68 議案第61号 平成27年度美唄市水道事業会計予算

第69 議案第62号 平成27年度美唄市工業用水道事業会計予算

総務部総務課長 佐藤 崇 君
総務部総務課主査 置田 孝 浩 君

教育委員会委員長 高橋 泰 浄 君
教育委員会教育長 早瀬 公 平 君
教育委員会教育部長 伊藤 敦 史 君

◎出席議員（13名）

議長 内馬場 克 康 君
副議長 五十嵐 聡 君
1番 倉 本 賢 君
3番 谷 村 知 重 君
4番 丸 山 文 靖 君
5番 本 郷 幸 治 君
6番 森 川 明 君
7番 吉 岡 文 子 君
8番 桜 井 龍 雄 君
9番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
12番 小 関 勝 教 君
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐藤 崇 君

農業委員会会長 小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長 吉 村 清 孝 君

監 査 委 員 山 口 隆 慶 君
監 査 事 務 局 長 濱 砂 邦 昭 君

◎欠席説明員

総 務 部 長 市 川 厚 記 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

◎欠席議員（1名）

2番 長谷川 吉 春 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
市 民 部 長 竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 副市長事務取扱
経 済 部 長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消 防 長 後 藤 樹 人 君

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日もって招集されました平成 27 年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

総務部長市川厚記君は、公務のため欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 森川明議員、

7番 吉岡文子議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月20日までの19日間とし、うち3月3日ないし3月5日、3月7日及び3月8日、3月10日ないし3月19日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成27年第1回市議会定例会に当たり、市政執行について、私の所信を申し上げます。

私は、平成23年7月から市政を担当させていただいて以来、市長としての責任を重く受けとめながら、ふるさと美唄の再生のため、「人を元気に まちも元気に 光輝く美唄」の実現に向けて、「人にやさしい健康で元気なまちづくり」「市民との協働による人づくり・地域づくり」「安全・安心の推進」「農業の振興」「農商工連携」「国や道との連携強化」の6つを重点項目とし、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この間、市民の皆さんや市議会議員の皆さんをはじめ、多くの方々のお力添えをいただき、前進をすることができたのではないかと考えております。

わが国は、2008年をピークとして人口減少時代へ突入し、その状況は地域によって異なるものの、今後も人口が減少し続けると推計されております。

地方においては、本格的な人口減少に苦悩を深めている市町村が多く、地域社会への深刻な影響として、経済規模の縮小や住民の生活水準が低下すると懸念されております。

このような状況に対応していくため、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、都道府県や市町村に対して、「まち・ひと・しごと総合戦略・市町村総合戦略」の策定に努めるよう求められたところであります。

また、北海道においては、人口流出や少子化などに対応した、地域における多様な就業機会の創出や安心して子どもを産み育て、暮らし続けることができる環境づくりなど、持続可能な地域社会の実現を目指すことを目的に、昨年10月に北海道人口減少問題対策本部を設置したところであります。

こうした動きを踏まえ、本市においては、現在、策定を進めている、「びばい未来交響プラン後期基本計画」との整合性を図りながら、人口減少を克服しつつ、活力あるまちづくりに向けて、目指すべき将来の方向や具体的な戦略を定めていくこととしております。

私としましては、このことを基本に、厳しい時代の変化に対応しつつ、さまざまな困難を乗り越え、私の目指すふるさと美唄の再生に向けた、活力あるまちづくりを力強く推進してまいりたいと考えております。

平成27年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

私のまちづくりの基本は、市民の皆さんと正面から向き合い、連携・協働によるまちづくりを進めることであります。

このため、さまざまな出会いを通じて、多くの市民の皆さんと信頼関係を深め、まちづくりに関する情報や問題意識を共有し、一緒に取り組んでいくことが、大切であると考えております。

平成27年度の予算編成においては、「びばい未来交響プラン前期基本計画」の最終年度を迎えることから、各事業の総括的な検証を行いながら、「美唄市財政健全化計画」、「市立美唄病院経営健全化計画」並びに「びばい未来交響プラン」を着実に推進するため、事業

の選択と集中を図ったところです。

私としましては、活力あるまちづくりを目指していくため、経済活動や市民活動の活性化を図りながら、地域のさまざまな課題解決に向け、私自らが先頭に立ち、決断力と行動力をもって、しっかり取り組んでまいります。

次に、平成27年度の主要施策について申し上げます。

平成27年度については、国の経済対策による繰越事業とあわせ、事業の切れ目のない予算執行に努め、子育て支援や地域経済対策など、各施策の推進を図ってまいります。

はじめに、「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、これまでの取り組みの成果を踏まえ、「食」や「農」、「自然」など、本市の独自性・優位性を最大限に生かし、基幹産業である農業と商工業がそれぞれの強みを発揮した新商品の開発や販路の開拓など、6次産業化への取り組みを支援してまいります。

農業振興については、効率的で生産性の高い生産基盤を確立して、担い手への農地集積・集約化を図る国営農地再編整備事業や道営経営体育成基盤整備事業を推進してまいります。

また、水稻や畑作の生産振興を図るため、農業協同組合が振興する作物の定着及び生産拡大に向けた取り組みを引き続き支援し、農業経営の体質強化と安定化を推進してまいります。

さらに、美唄市鳥獣被害防止対策協議会などと連携し、農作物の被害防止に取り組むとともに、農業・農村の有する多面的機能の維

持・発揮のため、地域や農業者が主体的に取り組む地域活動や営農活動への支援のほか、消費者と生産者の結びつきの強化を図る取り組みを行うなど、消費者に信頼される産地を目指してまいります。

商工業振興については、低迷する市内での個人消費を喚起し、消費購買力の市外流出を防ぐため、プレミアム商品券の発行に必要な支援を行うほか、引き続き、買物バスの運行やイベント実施など、中心市街地の活性化に向けた商業組織等の取り組みを支援してまいります。

また、ホワイトデータセンターや食料備蓄拠点構想については、国の国土強靱化や北海道バックアップ拠点構想と連動し、早期実現に向けた要望活動を強化してまいります。

観光・交流については、国内外からの観光客の誘致を図るため、ゆ〜りん館などの観光拠点における情報通信環境の向上や外国人観光客に対応できる人材の育成など、観光客受入の環境整備に取り組み、交流人口の増加につなげるほか、地域おこし協力隊制度を活用し、国内外の観光客のニーズを捉えた、観光地づくりを進めてまいります。

また、本市の食をはじめとした地域資源を生かして、効果的な情報発信を行うため、最先端情報技術を活用した首都圏でのプロモーションや海外観光事業者の招へいなどを行うほか、ふるさと納税をされた市外の方に対し、新たに特産品及び市内で体験できるサービスを贈呈してまいります。

公共交通については、市民の皆さんの交通手段を確保するため、市民バス・乗合タクシーの運行を継続するほか、効率的で利便性の

高い公共交通となるよう平成 28 年度からはじまる「地域公共交通網形成計画」を策定してまいります。

また、老朽化の著しい市民バスの更新を行い、安全運行の確保を図ってまいります。

情報化推進については、市の公式ホームページを英語や中国語などの、多言語対応にすることで、まちの魅力を多くの外国人の方々に情報発信するとともに、インターネット環境の高度化に対応するため、光回線サービスエリアの拡大に向けて、引き続き関係企業などへ働きかけてまいります。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、引き続き、本市の住民基本台帳システムなどの各種行政情報システムの改修を行い、行政手続の簡素化や利便性の向上を図ってまいります。

次に「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、本年 4 月から施行される「美唄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域子ども・子育て支援事業の充実や子育てに配慮した環境の充実などの基本施策を推進し、地域・家庭・行政の協働による子どもの成長を支える教育・保育の環境づくりなどの基本目標の達成に努めてまいります。

また、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、子育て世帯に対し、子育て世帯臨時特例給付金の支給を行ってまいります。

さらに、保育施設については、老朽化が進んでおり、加えて、多様な保育ニーズに対応していく必要があることから、市立保育所の

統合に向けた整備を行うほか、茶志内双葉保育園の下水道整備を行ってまいります。

学校教育については、将来のまちづくりを担う子どもたちに対して、社会を生き抜く力をつけていくことが極めて重要であることから、学力や体力の向上をはじめとする学校教育の充実を図ってまいります。

また、教育委員会制度の改正に伴い、総合教育会議において、教育の振興に関する施策の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、教育委員会と協議・調整を行ってまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民の皆さんが安心して快適に活動ができるように施設や設備の改修を行うとともに、自己の充実、啓発のための学習機会の提供に努めてまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿を誘致するための取り組みを進めるほか、昨年に引き続き、北海道日本ハムファイターズとの連携事業として、「ウォームアップキャンプ IN 美唄」などを実施し、スポーツの振興を図ってまいります。

さらに、住民総参加型のスポーツイベントである「チャレンジデー」への参加を通して市民の皆さんの健康づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画については、家庭・職場・地域などにおける男女平等の意識醸成や男女共同参画社会づくりに向けた普及啓発のため、美唄市男女共同参画推進協議会との協働による講演会の開催や各種広報活動を行ってまいります。

また、配偶者などからのDV被害への対応につきましては、引き続き社会福祉協議会はもとより、北海道や警察署、児童相談所などの関係機関と連携を図ってまいります。

平和施策については、本市のまちづくりの理念に「平和の希求」を掲げていることから、核兵器の廃絶や世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーの設置や平和ミニコンサートの開催など平和祈念事業を継続するほか、戦後70年企画として、市民文集の作成など、教育委員会と連携し、平和施策を推進してまいります。

次に「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、「第2期宮島沼保全活用計画」に基づき、水鳥や湿原植生、湖沼の保全が重要な要素であることから、環境省と連携を図り、水鳥などの種類と個体数の調査や外来種の駆除など、環境悪化の危険性を未然に防ぐための取り組みを行ってまいります。

環境行動については、「美唄市環境基本計画」に基づき、エコセミナーの開催やごみの分別・減量化に向けた出前講座などを通じ、温室効果ガスの排出量を抑制する取り組みや各家庭における省エネルギーへの取り組み、リサイクル活動の推進など、実践的な活動を広げてまいります。

また、市民の皆さんの良質な生活環境を守るため、騒音、振動、水質などの監視・指導を行ってまいります。

ごみ処理については、循環型社会の構築に向け、市民の皆さんの協力のもと、ごみの減量化と再資源化を一層推進していくとともに、可燃ごみの広域処理や生ごみの堆肥化、し尿

の共同処理を開始し、廃棄物の適正処理に向けた取り組みを行ってまいります。

また、ごみの分別変更に伴い、適正な排出を徹底していただくため、市の広報紙をはじめ、説明会の開催やサンアール推進員との連携により、市民の皆さんへの分別に対する協力要請や周知活動を行ってまいります。

都市基盤整備については、市道では、引き続き西 21 線や美培線、進徳東 1 号線の整備を行うとともに、改良舗装や側溝などの整備を進めてまいります。

橋りょうについては、「美唄市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した進栄橋の架け換えを行い、安全性の確保に努めてまいります。

道路施設については、老朽化による道路利用者及び第三者の被害を防止するため、高速道路に架かる跨道橋や幹線道路の道路照明、標識の点検を行い、安全性の確保に努めるほか、町内会などが設置する LED 街路灯の設置費の補助率を 5 年間にわたり、5 割から 7 割以内に引き上げ、LED 化を促進してまいります。

除排雪については、冬道の安全対策が図られるよう関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全で安心な冬の暮らしの確保に、より一層努めてまいります。

広域交通網の整備については、国道 12 号峰延道路の 4 車線化や主要道道美唄富良野線、旭通などの道道整備の早期完成に向けて、国や道などの関係機関に、引き続き要望してまいります。

市営住宅については、美の里団地や東明恵

愛団地の外部改修を行い、入居されている方々の居住環境の改善を図るほか、適切な維持管理を行い、入居を希望される方々のニーズに応じた住宅の供給に努めてまいります。

また、住生活の安定の確保と向上のため、「住生活基本計画」を策定し、住宅施策等の総合的な推進を図ってまいります。

民間住宅については、居住環境の向上を図るため、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を継続してまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、引き続き水道管の耐震化を進めてまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場更新を進めるとともに水道事業の広域化に向けた検討を引き続き行ってまいります。

水道事業経営については、不良債務解消のため、人件費などの経費節減に努めるとともに、経営の安定化に向けて、取り組んでまいります。

下水道については、汚水処理区域の拡大や水洗化を促進するとともに、浸水対策として雨水整備事業に着手するほか、「下水道施設長寿命化計画」に基づき、マンホールポンプ所の設備更新を行ってまいります。

また、下水道処理区域外については、引き続き、合併処理浄化槽の設置を行ってまいります。

景観・緑づくりについては、地域における景観づくりの活動を支援するほか、花園公園やつつじ公園の老朽化した遊具などを更新するとともに、公園施設の適切な維持管理を行い、利用者の安全と快適な環境づくりに努め

てまいります。

森林については、分収造林受託事業や防風林維持管理事業などを実施し、市有林の適正管理を進めるとともに、未来へつなぐ森づくり推進事業により、民有林の維持・保全の取り組みを支援してまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、「びばいヘルシーライフ21第2期計画」に基づき、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、自分にあった健康づくりに取り組み、地域全体、まち全体で健康づくりを楽しく継続できるよう、支援してまいります。

また、がんの早期発見、早期治療につながる各種がん検診や感染症予防のための各種予防接種を引き続き実施し、疾病予防に努めてまいります。

国民健康保険事業については、特定健診等の受診機会を設け受診率の向上を目指すほか、ジェネリック医薬品の使用促進の啓発や適正受診の推進により、増加する医療費の抑制を図るとともに、保険税の収入確保に努め、健全な運営を行ってまいります。

地域医療については、市民の皆さんが安心して生活できるよう、持続可能な医療提供体制と少子高齢社会に対応した保健・福祉・介護との包括的な連携システムの構築に向けた検討を進めてまいります。

また、「美唄市地域医療再構築プラン」に掲げた医療・保健福祉の総合的な施設整備については、北海道が策定する地域医療構想との整合性を図りながら、関係機関と協議を行い、基本構想・計画の策定に向けて、取り組んで

まいります。

救急医療については、引き続き地元医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

市立病院については、不良債務の解消及び経営の効率化等に向けて取り組んできた、「市立美唄病院経営健全化計画」及び「市立美唄病院改革プラン」の両計画が最終年度を迎えることから、その達成に努めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者の方が安心した生活を地域で営むことができるよう、必要な情報の提供や助言など、障がい者相談支援事業に取り組み、地域での自立に向けた支援を行ってまいります。

また、虐待の防止やその早期発見のため、関係機関との連絡調整を図るなど、障がい者への支援を行ってまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケア体制の充実を図ってまいります。

また、高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、介護予防事業等を推進するほか、「認知症サポーター講習会」を実施するなど、認知症を正しく理解してもらうための取り組みを行うとともに、認知症高齢者や家族が気軽に立ち寄れる場を設けて、心理的支援や情報提供に努めてまいります。

生活福祉については、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、就労相談や住宅確保への給付金の支給を行うとともに、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付

金の支給を行ってまいります。

次に「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、災害に強いまちづくりを目指して多様な災害に対処できるよう、防災資機材の計画的な整備や防災訓練を行ってまいります。

また、地域の防災力向上に向け、自主防災組織の設立を促進してまいります。

防犯については、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて、警察署及び関係する団体や機関と連携して、防犯意識を高めるため、普及と啓発活動を実施するとともに、自主防犯組織の育成に向けた、取り組みを支援してまいります。

交通安全については、交通事故のないまちづくりに向けて、警察署や関係団体と連携し、交通安全運動を実施するほか、交通事故の被害者になりやすい子どもたちや高齢者を対象に開催する交通安全教室に対して、支援を行ってまいります。

消防については、平成 28 年度運用開始に向けて、消防救急デジタル無線の整備を実施するとともに、消火栓や防火水槽の整備を行ってまいります。

救急については、救急講習会を実施し、応急手当の普及を図るほか、救急救命士の病院実習及び各種研修、救急資器材の充実などにより、救命率の向上を図ってまいります。

火災予防については、一般防火査察を実施し、住宅用火災警報器の未設置宅への指導など、防火意識のさらなる向上に関する広報活動を行い、住宅火災による被害の防止と軽減に努めてまいります。

消防団については、団員の確保と強化・充実に向け、イベントのほか、自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会などで、入団への呼びかけを積極的に行い、団員の定数確保に向けて、取り組んでまいります。

消費者保護については、パソコンや携帯電話を利用した電子メールによる架空請求や投資などに関する悪質商法のトラブル相談など、複雑かつ巧妙化する事案に対応するため、引き続き美唄消費者協会と連携し、生活相談を行ってまいります。

雇用対策については、厳しい雇用情勢を踏まえ、企業誘致活動を積極的に展開し、生活基盤となる雇用の場の確保に努めてまいります。

また、人材の育成と雇用機会の拡大を図るため、国や道の助成制度を活用しながら、就職希望者の技能や知識習得に必要な受講料の一部を助成するとともに、中小企業が行う人材育成への助成制度を拡充するほか、各事業者に対し、関係機関を通じて、助成制度の積極的な利用について、周知に努めてまいります。

コミュニティについては、市民の誰もが安心して生き生きとした生活が送れるよう、地域ささえあい懇談会や地域福祉推進大会を開催するほか、町内会等が自主的に取り組むボランティアなどの活動に対し、支援してまいります。

また、地域福祉の拠点施設である総合福祉センター及び地域福祉会館の整備を行ってまいります。

次に「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、活力あるまちづくりを進めるため、引き続き札幌国際大学、札幌大学、札幌大谷大学のご協力のもと、美唄商工会議所などと連携して、美唄サテライト・キャンパスを実施するほか、子育てサポーターや運動推進委員の育成などの取り組みを通じ、協働のまちづくりを担う「人財」を育ててまいります。

また、市民の皆さんや各種団体、企業などと情報の共有を深めることが大切であることから、広報紙や市のホームページをはじめ、市長との対話の日、自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会など、さまざまな広報・広聴活動を通じて、協働のまちづくりを進めてまいります。

行財政運営については、市民アンケートや美唄未来会議などの市民の皆さんの意見を十分に参考にしながら、「びばい未来交響プラン後期基本計画」を策定してまいります。

また、国の人口減少対策の基本理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」による「長期ビジョン」及び「総合戦略」を勘案しながら、人口減少の克服と地域創生の実現に向けて、「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」を策定してまいります。

公共施設等については、市が保有する全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化に向けた「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の最適な配置を目指してまいります。

組織体制については、政策課題に的確に対応した、効率的な組織体制づくりに努めてまいります。

美唄市土地開発公社及び職業訓練法人美唄

情報開発学園については、第三セクター等改革推進債を活用して、解散整理を進めてまいります。

平成 27 年度は、「美唄市財政健全化計画」及び「市立美唄病院経営健全化計画」の最終年度であることから、計画の達成に向け、全力で取り組んでまいります。

以上、平成 27 年度の市政執行方針を申し上げます。

昨年、日本創生会議が公表した「消滅可能性都市」の試算は、各自治体にとっても大きなトピックになりました。

本市においても、依然として都市部への人口流出が続き、消滅が現実のものとなる可能性を秘めた予測となっていることに、私としては、大きな衝撃をうけたところです。

しかしながら、このままその流れを見過すわけにはいきません。

私たちには、将来のまちの姿を見据え、英知を結集し、そこにたどり着くための具体的な成長戦略と戦術を用いながら、従来の経済的な豊かさとは異なる価値観を向上させ、市民の皆さんが「住んでいて良かった」と思えるまちづくりが求められています。

同時にふるさとを離れた人々にも、今まで以上に故郷に思いを寄せていただけるような「誇りあるふるさと」を醸成し、示していくことも忘れてはなりません。

国は「地方創生」というボールを地方に投げました。

私はこのことを地域再生・地方回帰の最大のチャンスと捉え、市職員はもとより市民の皆さんとともに、自治の基本である「自律性」をもって、地域の新たな「存在価値」を見い

だし、それを膨らませ、地方創生を現実のものにしたいと考えております。

しかしながら、その実現に向けては大変な困難が伴うことから、事業の選択と集中、創意と工夫、そしてスピードとパワーとメッセージが求められてきます。

そのため、美唄市民が持つ知恵と個性の「人間力」、団結と調和の「地域力」を最大限生かすことが大変重要になってまいりますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 平成 27 年第 1 回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

今年は、戦後 70 年目に当たり、また、4 月から、新たな教育委員会制度が始まります。

我が国の戦後教育は、平和と改革への希望を胸に再出発しました。改革期にあったは、小中学校、高等学校、大学という今日に続く学制の確立、地方自治への転換を図るための市町村教育委員会の設置など、教育制度の礎が築かれました。

経済成長期以降、「詰め込み教育」や「ゆとり教育」といった教育の「量的拡大」から「質の改善」への対応、「いじめ」「不登校」「校内暴力」などの「教育の荒廃」の問題、近年では、国際的な学力調査の結果から、「学力向上」が国の重要課題に浮上するなど、教育に関しては、時代状況に応じた不断の議論が重ねられてきました。

現在、急速な少子化や高齢化、情報化やグローバル化といった広汎かつ大規模な社会的・経済的変化に直面しており、今後、複雑

化、多様化している課題に対応した教育改革が進められるものと考えております。

私は、今、改めて、戦後 70 年続いた平和の大切さ、それを支えた教育と文化の重要性、そして厳しい時代に生きる子どもたちをいかに育むかという今日的な課題の重さを感じています。

教育委員会といたしましては、時代にふさわしい教育や文化の形成という重要な使命と向き合い、「人間性豊かな人づくり」を基本に、平成 27 年度の教育行政の執行に当たってまいります。

次に、各分野の施策について申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、私立幼稚園や保育所等との交流、小中学校や地域との交流など、多様な連携の中で、子どもたちの発達に必要な体験と主体的な活動を大切にしながら、幼児教育の充実に努めてまいります。

また、インターネット等を活用した情報発信を通じて、幼稚園の教育活動をつぶさに知っていただくことにより、保護者の信頼や地域の皆さんの理解をさらに深めてまいります。

小中学校教育につきましては、複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として様々な人々と協働しながら、創造的に生きる上で必要な資質や能力を身に付けることができるよう、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果を実践に生かしていくことが重要となっています。

本市においては、学力の向上が継続した課題となっており、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「何を学ぶ

か」という、主体的な学びの質や深まりにも着目し、指導方法や学習方法を充実させていきたいと考えています。

そのため、確かな学力の育成につきましては、全国学力・学習状況調査の結果の考察・分析などを踏まえ、学級やグループで話し合い発表し合うなどの言語活動や、各教科における探究的な学習活動などを重視しながら、授業改善、習熟度別学習、補充学習、小中連携の取り組みなどを進め、学力の向上を図ってまいります。

家庭学習の充実に向けては、生活のリズムの確立や読書習慣の定着、学校からの学習方法の具体的な指導や必要な情報提供などにより、学年に応じて、自らの主体的な学習方法を獲得することができるよう、取り組んでまいります。

グリーン・ルネサンス推進事業など、特色ある教育の推進に関しましては、農業体験学習を通じて、子どもたちが相互の意思疎通を図り、協同作業や探究活動を行う楽しさと充足感を感じ、農業や食の大切さ、生命の不思議さや大切さなどを学ぶ場として、地域の皆様のご協力の下、取り組んでまいります。

複式学級がある小学校につきましては、学習支援員を配置し、社会科や理科の授業における学習支援を継続してまいります。

また、高校教育につきましては、市内道立高等学校の教育活動の紹介や中学校との授業交流などを行い、教育活動に対する連携と協力の取り組みを進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、何事にも主体性を持って誠実に向き合う意志や態度、豊かな情操、規範意識などを育むことが重要

であることから、体験活動や読書活動、道徳教育を含めた教育活動全体を通じて、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いに尊重し合う気持ち、やさしさと思いやりの心を育ててまいります。

不登校などへの対応につきましては、児童生徒や家庭の個別の状況に応じて、学校と連携を図りながら、適応指導教室での指導やスクールソーシャルワーカーによる支援を行うほか、「心と心をつなぐ指導」に関する研修と実践をさらに深めてまいります。

いじめの防止につきましては、美唄市いじめ防止基本方針に基づき、仲間づくり「子ども会議」の開催などの取り組みを継続するほか、3年間の文部科学省指定事業の「いじめ未然防止モデルプログラム事業」指定校である峰延小学校で2年次の実践研究を進めてまいります。

また、いじめ防止のための附属機関の設置に向け、準備を始めます。

登下校時などの安全対策として、交通安全指導や通学路の安全点検とともに、子どもたち自身が危険を回避する能力を身に付けることができるよう、警察の協力の下、防犯訓練等を実施してまいります。

健やかな体の育成につきましては、本市では、体力の向上が課題となっていることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施とその結果の分析に基づき、運動能力の向上と体力増進のための取り組みを進めてまいります。同時に、正しい生活習慣に基づく充足感のある生活を送る上で、朝食の摂取や睡眠時間などを含め、子どもたちが主体的に関わることができる力を身に付けられるよう、家

庭との連携や啓発、指導に努めてまいります。

食育の推進に関しましては、「生きた教材」である学校給食において、地元食材を積極的に活用した安全で安心な給食の提供と、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活の形成に向けた家庭への啓発や情報提供を行ってまいります。

学校給食センターにつきましては、老朽化している設備を更新し、施設の適正管理を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、生活や学習上の困難の改善と克服に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を進めるため、個別の教育支援計画の策定や特別支援教育支援員による支援の充実とともに、美唄市特別支援教育連携協議会による校種間の引継ぎ、専門家チームによる学校の巡回相談等を実施します。

また、北海道教育委員会の3年間の指定事業である「発達障がい支援モデル事業」については、モデル校である栄幼稚園、中央小学校、美唄中学校による2年次の研修や研究活動を進め、北海道教育委員会が取りまとめる実践事例集を通じてその情報を発信してまいります。

信頼される学校づくりにつきましては、学校と地域とのつながりを大切にすることが重要であることから、PTA活動や学校だより、ホームページ、地域参観、学校行事への案内などを通じて、地域の皆さんの信頼と協力を得られるよう、情報発信等を充実してまいります。

学校ボランティアにつきましては、より多くの方のご協力をいただくため、学校支援地

域本部事業の活動の紹介により、学校教育に対する理解と熱意を持つ多種・多様な人材の募集を行うほか、ご協力いただいた方への表彰制度を創設します。

教職員研修の充実につきましては、校内研修をはじめ、公開研究指定校事業の実施、公的機関での各種研修の活用による専門的知識や技能の習得に努めます。

また、教職員が美唄の歴史や産業などを学び、授業等に生かしていくことができるよう、「ふるさと美唄研修」を実施します。

教職員の不祥事防止に向けては、教育公務員としての自覚を高め、法令や服務規律の遵守について、一層、徹底を図るため、コンプライアンス確立月間の周知や校内研修などを実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、教育環境の充実を図るため、小中学校屋内体育館の非構造部材の耐震対策に向けた実施設計を継続実施するほか、茶志内小学校の下水道接続工事、峰延小学校の給食用小荷物専用昇降機の改修工事を行います。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成活動の推進につきましては、家庭、学校、地域が連携して安全で安心な環境をつくり、青少年の健やかな成長を支えるため、スポーツ教室の開催や漢字検定の実施、芸術文化活動の実施のほか、優良青少年の表彰などを実施してまいります。

青少年センターにつきましては、全国で、子どもたちが被害者、あるいは加害者となる事件や事故が発生している状況に鑑み、防犯団体等と連携し、街頭指導や相談業務を実施するなど、安全な地域づくりに向け、必要な

指導と啓発を継続してまいります。

放課後児童施設につきましては、児童福祉法の改正に伴い、小学校4年生までとなっていた対象児童を、6年生までに拡充するとともに、南美唄小学校区の施設を学校内に移転するため、準備を進めてまいります。

また、課題となっているスマートフォンなどの情報通信機器やゲーム機の使用に関して、PTA等との連携により、美唄市全体のルールづくりに取り組んでまいります。

生涯学習活動の充実につきましては、様々な文化的な出会いと交流を通じて、学習経験を重ねることにより、生きがいを実感し、まちの活性化へとつながることが望まれることから、市民カレッジや生涯学習セミナーを市民の皆さんの希望や意向を踏まえ、実施してまいります。

また、生涯学習推進計画の前期基本計画が平成27年度で終了することから、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

文化財につきましては、歴史的な価値や学術的な価値を次代に伝えていくため、適切な保存と活用を継続してまいります。無形文化財である峰延獅子舞につきましては、活動を休止しているため、保存会の皆さんとともに、活動再開を目指してまいります。

芸術文化の振興につきましては、美術、音楽、舞台芸術など、さまざまな分野での作品鑑賞や創造的活動が、昂揚感や満足感、創作への意欲などを喚起し、個人や地域の活力につながることから、関係団体等と連携、協働し、市民文化祭をはじめ、絵画展やコンサート、演劇公演の開催など、市民の皆さんが芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

す。

アルテピアッツァ美唄につきましては、自然と溶け合った芸術空間を活用し、創造性豊かで潤いのある交流の場を提供していくとともに、施設の役割を明確にした上で、美術館化に向けた準備を進めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民の皆さん相互の交流や文化活動などを安全で快適に行えるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

市民会館・公民館につきましては、音楽や演劇などの鑑賞機会や幅広い学習活動の場を提供してまいります。

郷土史料館につきましては、特別展の開催や移動史料館の実施、映像資料の活用などにより、利用促進を図るとともに、施設の一部を無料開放スペースとして提供し、気軽に入館できる環境づくりを進めます。

図書館につきましては、市民の皆さんの読書への関心を高め、身近な学びの場として利用されるよう、図書の整備と企画の充実を図ってまいります。

また、子どもの読書活動につきましては、幼児期に多くの本に接する機会をつくるためのブックスタート事業や読み聞かせ活動を継続し、小学生向けには後藤竜二作品読書感想文コンクールの開催、小中学校の学校図書館に対しては環境整備支援を行います。

また、第2次子ども読書活動推進計画が、平成27年度で終了することから、次期計画の策定に取り組んでまいります。

美唄サテライト・キャンパス事業につきましては、教育委員会に事務局を置き、市長部局と連携し、実施してまいります。

戦後 70 年に関連した企画として、戦争体験などに関するウェブ版市民文集の編纂、アニメーション映画の上映、戦後の美唄を描いた後藤竜二作品の朗読会をそれぞれ実施し、市民の皆さんと平和の大切さを考え、世界平和を願う機会にしたいと考えています。

生涯スポーツの振興につきましては、体力の向上や健康の維持増進、活力ある地域づくりなどを目指し、ウォーキングやサイクリング、軽スポーツなど、身近に取り組めるものから各種競技の技術向上まで、関係団体等と連携、協働し、市民体育祭をはじめ、スポーツ教室やスポーツ大会の開催、学校体育施設開放事業などを実施します。

また、新たに、市民総ぐるみによる健康づくりの取り組みとして、毎年 5 月に実施される世界的な健康づくりイベントである「チャレンジデー」に参加します。

体育施設につきましては、スポーツ・レクリエーション活動の際の安全な利用を図るため、総合体育館では照明制御盤の更新を、温水プールでは省エネ機器の設置等を、体育センターではトイレなどの整備のための実施設計を、市営野球場ではダッグアウトの補修を、それぞれ行います。

また、サイクリングロードにつきましては、路面等の劣化や市内の道路整備が進んでいること、愛好者の皆さんの広域的な走行への志向が伺えることなどに鑑み、市内道路網を活用したサイクリングコースの設定を検討してまいります。

以上、平成 27 年度の教育行政執行方針を申し上げます。

昨年、ノーベル平和賞を受賞したパキスタ

ンのマララ・ユスフザイさんとインドのカイラシュ・サティアルティさんのオスロでの受賞演説は、とても印象に残るものでした。

最年少で平和賞を受賞したマララさんは、「今回の賞は私だけのものではありません。教育を望みながら忘れ去られたままの子どもたち、平和を望みながら脅かされている子どもたち、変化を求めながら声を上げられない子どもたちへの賞なのです」と語り、教育を受けられない世界の子どもたちへの共感と連帯を込めたメッセージは、私たちの心に深く響きました。

また、30 年以上にわたり児童労働の撲滅を訴え、行動し続けてきたサティアルティさんは、「私の人生の唯一の目的は、全ての子どもたちが自由に成長し、食べ、眠り、笑い、泣き、遊び、学校に行けるようにすること。そして何より、夢を持てるようにすること」と語り、長年の保護活動から生まれた確信に満ちた言葉は、世界の人々の教育に対する思いを奮い立たせました。

私は、お二人の言葉から感じた平和と教育への思いを心に刻みつつ、本市の教育行政の推進に全力で取り組んでいかなければならないと、決意を新たにしております。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心より、お願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 6、報告第 1 号例月出納検査結果報告ないし日程の第 11、報告第 6 号行政監査報告の以上 6 件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第6号の以上6件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、議案第4号美唄市行政手続条例の一部改正の件ないし日程の第55、議案第48号指定管理者の指定の件の以上44件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第4号美唄市行政手続条例の一部改正の件であります。

本件は、国民の権利利益の保護の充実のための手続きを整備することを目的とした「行政手続法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国と同じ基準を定めている、美唄市行政手続条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第5号美唄市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件であります。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を置くこととなり、「新教育長」の職務に専念する義務について、その特例に関し必要な事項を定めるものであります。

次は、議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件であります。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を置くこととなり、新教育長の職が一般職から特別職になることから、必要な改正を行うほか、特別職の現在の独自削減措置を1年継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第7号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、平成26年の人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直しを行うため、給与表及び単身赴任手当の改正を行うほか、財政健全化計画により、現在の給与の独自削減措置を1年継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第9号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件であります。

本件は、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、公立幼稚園の保育料については、世帯の所得状況等を勘案し、国が定める基準を限度として、市町村が定めることとされたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第10号職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例廃止の件であります。

本件は、平成26年度をもって、職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジが閉校となることに伴い、同校の入学者及び在学者を対象とする奨学資金の貸与について定める条例を廃止するものであります。

次は、議案第13号美唄市へき地保育所条例

の一部改正の件であります。

本件は、子ども・子育て支援法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、世帯の所得の状況その他の事業を勘案して定めることとしており、従来、前年分の所得税額による階層区分としていたものを、新制度実施後は、市町村民税の所得割課税額による階層区分とするため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 14 号美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件であります。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「介護保険法」が改正され、これまで「厚生労働省令」で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない「包括的支援事業の実施に関する基準」については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 15 号美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件であります。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「介護保険法」が改正され、これまで「厚生労働省令」で定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、当該市町村の条例で定める

こととされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 16 号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険第 1 号被保険者の保険料率は、3 年を区切りとした事業運営期間ごとに設定することとなっており、平成 24 年度から平成 26 年度までの事業運営期間が終了することから、平成 27 年度から平成 29 年度の保険料率を設定するとともに、「介護保険法施行令」及び「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、所得段階区分が標準 9 段階に見直されたことにより、本市の段階設定を 6 段階から 9 段階とするため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 17 号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件であります。

本件は、交流拠点施設の運営が施設の電気料金値上げや最低賃金の引上げ、さらに消費税の引上げや燃料費の高騰などにより、運営状況が非常に厳しく、安定したサービスの提供や施設の健全な運営を確保するため、利用料金の引上げが必要となったことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 18 号市道路線の認定及び廃止の件であります。

本件は、西 5 条北 2 丁目線の道路改良工事に伴い、新たに整備された部分と終点を見直し、認定及び廃止しようとするものであり、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 19 号美唄市医療等拠点施設整備基金条例制定の件であります。

本件は、「ふるさと納税制度」を利用した寄附金等について、「美唄市地域医療再構築プラン」に基づく、市立美唄病院を中心とする「保健・医療・介護」の包括的な連携拠点施設の整備及び医療機器購入等の資金に充てるため、美唄市医療等拠点施設整備基金を設置する条例を制定するものであります。

次は、議案第 11 号、議案第 12 号及び議案第 20 号から議案第 48 号指定管理者の指定の件であります。

これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第 11 号「アルテピアッツァ美唄」の指定管理者には、特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいを、議案第 12 号「美唄市営温水プール」の指定管理者には、特定非営利活動法人美唄市体育協会を、議案第 20 号「美唄市南美唄地区共同浴場」の指定管理者には、美唄市南美唄連合町内会を、議案第 21 号「美唄市し尿処理場」の指定管理者には、株式会社クリタスを、議案第 22 号「美唄斎苑」の指定管理者には、美唄斎苑管理運営共同企業体代表者イージス・グループ有限責任事業組合を、議案第 23 号「美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード」の指定管理者には、有限会社北美環境管理を、議案第 24 号「美唄市峰延福祉会館」の指定管理者には、美唄市峰延福祉会館運営委員会を、議案第 25 号「美唄市茶志内福祉会館」の指定管理者には、茶志内 3 区連合会を、議案第 26 号「美唄市光珠内福祉会館」の指定管理者には、美唄市光珠内福祉会館運営委員会を、議案第 27 号「美唄市東福祉会館」の指定

管理者には、美唄市東福祉会館運営委員会を、議案第 28 号「美唄市南福祉会館」の指定管理者には、美唄市南福祉会館運営委員会を、議案第 29 号「美唄市日東福祉会館」の指定管理者には、美唄市日東福祉会館運営委員会を、議案第 30 号「美唄市西美唄福祉会館」の指定管理者には、美唄市西美唄福祉会館運営委員会を、議案第 31 号「美唄市中村福祉会館」の指定管理者には、美唄市中村福祉会館運営委員会を、議案第 32 号「美唄市茶志内中央福祉会館」の指定管理者には、美唄市茶志内中央福祉会館運営委員会を、議案第 33 号「美唄市東明西福祉会館」の指定管理者には、美唄市東明西福祉会館運営委員会を、議案第 34 号「美唄市東 4 条福祉会館」の指定管理者には、美唄市東 4 条福祉会館運営委員会を、議案第 35 号「美唄市北福祉会館」の指定管理者には、美唄市北福祉会館運営委員会を、議案第 36 号「美唄市開発福祉会館」の指定管理者には、開発連合会を、議案第 37 号「美唄市癸巳福祉会館」の指定管理者には、美唄市癸巳福祉会館運営委員会を、議案第 38 号「美唄市総合福祉センター」の指定管理者には、社会福祉法人美唄市社会福祉協議会を、議案第 39 号「美唄市立茶志内双葉保育園」の指定管理者には、美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会を、議案第 40 号「美唄市立峰延保育所」の指定管理者には、美唄市立峰延保育所運営委員会を、議案第 41 号「美唄市立進徳保育園」の指定管理者には、美唄市立進徳保育園運営委員会を、議案第 42 号「美唄市東地区生活支援センター」の指定管理には、社会福祉法人溪仁会を、議案第 43 号「美唄市米穀乾燥調製処理施設」の指定管理者には、美唄市農業協同組合を、

議案第 44 号「美唄市小麦集出荷調製施設」の指定管理者には、峰延農業協同組合を、議案第 45 号「ピパオイの里プラザ」の指定管理者には、美唄商工会議所を、議案第 46 号「美唄市交流拠点施設」の指定管理者には、株式会社アンビックスを、議案第 47 号「美唄市まちなか交流広場」の指定管理者には、美唄商工会議所を、最後に、議案第 48 号「和田公園」の指定管理者には、公益社団法人美唄市シルバー人材センターを、それぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、「美唄市し尿処理場」は平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで、「美唄市生ごみ堆肥化施設」は平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、「美唄市一般廃棄物ストックヤード」は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、その他の施設につきましては、いずれも平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 4 号ないし議案第 48 号の以上 44 件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これより議案第 4 号ないし議案第 48 号の以上 44 件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 4 号ないし議案第 7 号、議案第 9 号ないし議案第 12 号の以上 8 件は総務・文教委員会に、議案第 13 号ないし議案第

48 号の以上 36 件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することにいたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 56、議案第 49 号美唄市給水条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 49 号美唄市給水条例の一部改正の件であります。

本件は、給水人口の減少や学校・病院施設等の撤退などにより、給水収益の減少が続き、大幅な収支不足が生じることから、水道料金の改定をしようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 49 号については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 49 号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

議案第 49 号については、13 人の委員をもって構成する水道事業審査特別委員会を設置

し、これに付託の上審査することにいたしました
と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いた
しました。

ただいま設置されました水道事業審査特別
委員会委員の選任については、委員会条例第
8条第1項の規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川明議員、
吉岡文子議員、桜井龍雄議員、
金子義彦議員、高田正則議員、
五十嵐聡議員、小関勝教議員、
土井敏興議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第57、議案
第50号平成26年度美唄市一般会計補正予算
(第11号)ないし日程の第69、議案第62号
平成27年度美唄市工業用水道事業会計予算
の以上13件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程さ
れました各案件について、提案理由をご説明
申し上げます。

はじめに、議案第50号平成26年度美唄市
一般会計補正予算(第11号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越
明許費、第3条債務負担行為について補正し
ようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、

歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億5,739
万円を増額補正し、補正後の予算総額を178
億2,582万2,000円にしようとするものであ
ります。

補正内容について、歳出から申し上げます
と、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事
業者への支援をするため、国の平成26年度補
正予算(第1号)に計上された「地域住民生
活等緊急支援のための交付金」を活用し、生
活者への支援、生活環境の整備、まち・ひと・
しごとの創生に向けた「総合戦略」の先行的
実施につながる事業として総務費には、「地方
人口ビジョン等策定事業」に要する経費を、
民生費には、「保育施設整備事業」に要する経
費を、商工費には、「市内消費拡大促進事業」、
「地域人材育成事業」、「中心市街地元気創出
事業」、「空知団地企業誘致推進事業」、「海外
向けWDCプロモーション事業」、「国内外観
光客誘致対策事業」及び「観光施設を活用し
た消費促進事業」に要する経費をそれぞれ計
上いたしました。

その他、農林費には、国の補正予算を活用
し、人・農地プランに位置付けられた経営体
が行う、農業機械等の導入に対し支援する「経
営体育成交付金事業」に要する経費を、また、
青年就農者の経営に対する意欲喚起と就農後
の定着を図るために、青年就農給付金を給付
する「経営所得安定対策事業」を、それぞれ
計上いたしました。

諸支出金には、市立美唄病院事業会計及び
美唄市水道事業会計に対する不良債務解消の
ための繰出金を、それぞれ計上いたしました。

歳入には、対応する財源として、国庫支出
金、道支出金、繰入金を計上するものであり

ます。

第2条 繰越明許費につきましては、本歳入歳出予算に計上している「地方人口ビジョン等策定事業」、「保育施設整備事業」、「市内消費拡大促進事業」、「地域人材育成事業」、「中心市街地元気創出事業」、「空知団地企業誘致推進事業」、「海外向けWDCプロモーション事業」、「国内外観光客誘致対策事業」、「観光施設を活用した消費促進事業」について、平成26年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

第3条 債務負担行為の補正につきましては、本定例会に提案している各施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。

次は、議案第51号平成26年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）であります。

本件は、市立美唄病院経営健全化計画に基づく不良債務解消に要する経費を増額するほか、企業債償還金の不足に対応するため補正しようとするものであります。

補正内容について申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入の特別利益を2億円増額し、収益的収入の総額を20億7,686万1,000円にしようとするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的支出の予定額のうち、建設改良費を2,000万円減額し、企業債償還金を2,000万円増額しようとするものであります。なお、資本的支出の総額は1億5,976万7,000円に変更がないものであります。

さらに、予算第7条に定めた他会計からの補助金の額を8億3,489万1,000円に増額し

ようとするものであります。

次は、議案第52号平成26年度美唄市水道事業会計事業会計補正予算（第1号）であります。

本件は、不良債務に伴う補てん財源として、一般会計からの補助金を繰り入れるため補正しようとするものであります。

補正内容について申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入の予定額のうち、他会計補助金を1億118万9,000円増額し、収益的収入を6億4,483万6,000円にしようとするもので、これに伴い、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額及び補てん財源の内訳について、改めようとするものであります。

さらに、予算第8条に定めた他会計からの補助金について、補助金を受ける金額を1億575万8,000円にしようとするものであります。

次に、平成27年度各会計予算について申し上げます。

平成27年度の予算編成につきましては、国の経済対策や市民生活に密着した一般廃棄物対策などに配慮しながら、美唄市財政健全化計画の着実な推進と、びばい未来交響プラン・第6期美唄市総合計画の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う 緑のまち美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、自然・生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、限られた財源の中で、事業の選択と集中を図り、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、297億271万2,000円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 53 号平成 27 年度美唄市一般会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 165 億 1,578 万 2,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や美唄市バス路線維持費補助事業、防災資機材等整備事業などを、民生費には、地域子育て拠点支援事業や生活困窮者自立支援事業などを、衛生費には、乳幼児等医療費助成事業や生ごみ堆肥化施設整備事業、生ごみ堆肥化施設等管理運営事業、ごみ広域処理焼却施設管理運営事業などを、労働費には、地域人材センター運営事業などを、農林費には、多面的機能支払交付金事業や中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業や特産品情報発信促進事業、地域資源を活用した観光地づくり推進事業などを、土木費には、道路新設改良事業や都市計画街路整備事業、街路灯補助事業などを、消防費には、消防救急無線デジタル化整備事業や消防水利整備事業などを、教育費には、小学校大規模改修事業や総合体育館整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などを、それぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、

地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第 2 条から第 4 条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 54 号 平成 27 年度美唄市民バス会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 4,976 万 9,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,876 万 9,000 円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,316 万 2,000 円を計上しました。

第 2 条から第 3 条までは、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 41 億 7,845 万 6,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、26 億 2,468 万円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、国庫支出金に、9 億 8,760 万 5,000 円を計上しました。

第 2 条は、一時借入金について定めようと

するものであります。

次は、議案第 56 号 平成 27 年度美唄市下水道会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、19 億 2,440 万 3,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に、4 億 8,623 万 8,000 円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市債に、7 億 2,710 万円を計上しました。

第 2 条から第 4 条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 57 号平成 27 年度美唄市介護保険会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、27 億 3,811 万 2,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、25 億 6,207 万 5,000 円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に、7 億 2,759 万 2,000 円を計上しました。

第 2 条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第 58 号平成 27 年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、2 億

2,143 万 7,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、1 億 7,345 万 5,000 円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、2 億 2,109 万 4,000 円を計上しました。

第 2 条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第 59 号平成 27 年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、7 億 5,733 万 1,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、7 億 4,572 万 7,000 円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に、2 億 5,914 万 1,000 円を計上しました。

次は、議案第 60 号平成 27 年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第 2 条は、病床数、年間患者数及び一日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条から第 8 条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定

めようとするものであります。

次は、議案第 61 号平成 27 年度美唄市水道事業会計予算であります。

第 2 条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条から第 9 条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 62 号平成 27 年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第 2 条は、給水事業所数、年間総配水量及び一日平均配水量の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条から第 8 条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

ただいま申し上げました提案理由において、議案第 51 号市立美唄病院事業会計補正予算の中で、第 4 条に定めた資本的支出のうち、建設改良費を 2,000 万円減額し、起業債償還金を 2,000 万円増額と申し上げましたが、それぞれ 2,000 円の誤りでありましたので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 50 号ないし議案第 62 号の以上 13 件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたしま

す特別委員会に付託の上審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 50 号ないし議案第 62 号の以上 13 件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

議案第 50 号ないし議案第 62 号の以上 13 件については、13 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川明議員、
吉岡文子議員、桜井龍雄議員、
金子義彦議員、高田正則議員、
五十嵐聡議員、小関勝教議員、
土井敏興議員

の以上 13 人の議員を指名いたします。

●議長内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11時40分 散会